平成２９年（フ）第１３０４号
京都府木津川市相楽台８丁目１番地　高の原駅東第２団地13―401
破産者　出津野真紀子
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３７１号
京都市伏見区桃山町大島38番地の218
破産者　岡部　達二
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３７４号
京都市北区衣笠赤阪町１番地351
破産者　南　香小里
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３９７号
京都市左京区岩倉幡枝町198番地１　木野マンション12号、前住所京都市下京区烏丸通五条下る大坂町383番地
破産者　小宮　博和
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２８９号
高知県香南市野市町西野423番地１　安岡ハイツ101号
破産者　渡辺　貴広
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第２号
福岡県直方市大字感田3122番地５
破産者　渡邉　隆太
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第２１０号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷2501番地７
破産者　松尾　博文
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２５１号
長崎県長崎市上西山町６番17号
破産者　小野　智代
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続終結

平成２９年（フ）第６９７号
東京都豊島区南長崎２丁目２番20号
破産者　鈴喜木材株式会社
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３７３２号
埼玉県志木市幸町１丁目１―28
破産者　高山　秀樹
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８８１号
東京都大田区北千束２丁目７番９号
破産者　株式会社アーニス・サウンド・テクノロジーズ
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３９３７号
神奈川県横浜市青葉区市ケ尾町1169番地７野村ステイツ市ケ尾104号、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区日本橋２丁目１番14号　日本橋加藤ビルディング６階
破産者　有限会社五代産業
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３９３８号
神奈川県横浜市青葉区市ケ尾町1169―７―104
破産者　上野　孝継
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６４４号
東京都世田谷区北烏山６丁目32―22
破産者　魚住　知也
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５８７３号
東京都足立区新田２丁目３―16―213
破産者　天野　　潔
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９８８号
東京都世田谷区上野毛２丁目５―21　ルピナス上野毛303、商業登記簿上の本店所在地茨城県つくば市妻木634番地２
破産者　株式会社Ｔｉｍｂｒｅ
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６１７７号
神奈川県横浜市神奈川区松ケ丘35―26―1002
破産者　吉田敬一郎
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６１９９号
神奈川県川崎市多摩区宿河原６丁目20番20号
破産者　株式会社グランドベスト
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６７７号
神奈川県川崎市高津区久末511―70―103、開始決定時の住所神奈川県川崎市高津区久末1599―５
破産者　倉地　　誠
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部